

令和4年8月5日

「埼玉県最低賃金の改正決定に関する報告書」

別紙3

### 賃上げに伴う各種支援に関する国への要望等について

中央最低賃金審議会におかれましては、令和4年度の地域別最低賃金額改定の目安について、累次にわたり会議を開催され、目安額の根拠等について三者構成原則に基づく真摯な議論を展開されるなど、丁寧で十分な審議を尽くされたことに感謝申し上げます。

政府におかれましては、中央最低賃金審議会の答申に盛り込まれた政府への要望を確実に実施していただくとともに、埼玉においては、下記の事項を追加して強く要望する。

### 記

- 1 人手不足、事業承継、働き方改革の実施など、多くの継続的な課題を抱える経営基盤の脆弱な小規模事業者や労働者にとって過度な負担とならないように、最低賃金の引上げと併せて、減税及び社会保険料負担の軽減等、きめ細かな支援措置を早急に講じること。
- 2 中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備するために必要な業務改善助成金については、埼玉をはじめ首都圏にも支援を拡充すること。

令和4年8月1日

「令和4年度地域別最低賃金額改定の  
目安に關する公益委員見解」より。

金上昇率は、平成14年以降最大であるものの、当該結果には今年4月以降の消費者物価の上昇分が十分に勘案されていない可能性があること、②労働者の生計費については、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案すれば、今年度の引上げ率は、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準とすることが考えられる。さらに、最低賃金について、政府が「できる限り早期に全国加重平均が1000円以上」となることを目指していることも踏まえれば、可能な限り最低賃金を引き上げることが望ましい。一方、③通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。これらを総合的に勘案し、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては3.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、①賃金改定状況調査結果第4表における賃金上昇率はDランクが高いものの、今年1～6月の消費者物価の上昇率は、A・Bランクがやや高めに推移していること、②昨年度はAランクの地域を中心に雇用情勢が悪化していたこと等も踏まえて全ランク同額としたが、今年度はAランクにおいても足下では雇用情勢が改善していることから、A・Bランクは相対的に高い目安額とすることが適当であると考えられる。一方、③地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること等も考慮すれば、A・BランクとC・Dランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。

#### オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は4月以降に消費者物価が上昇したこともあり、結果として、この3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。このため、今年度の目安額は、コロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以

上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金について、地域間格差にも配慮しつつ、引き上げていくためには、特に、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、政府に対し、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。

さらに、下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。

#### カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安小委員会の公益委員としては、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

また、今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引き上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していく必要がある。

都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業者数(民营、非一次産業、2016年)

★数字は2016年6月時点のデータである

県名	【企業数】			【常用雇用者数】				【従業者数】				
	中小企業	大企業		中小企業	大企業		中小企業	大企業		規模合計		
		うち小規模	規模合計		うち小規模	規模合計		うち小規模	規模合計			
総計	3,570,176	3,048,390	11,157	3,589,333	25,849,303	5,508,317	14,383,637	40,232,940	32,201,032	10,437,271	14,588,953	46,789,995
北海道	141,386	120,299	283	141,669	954,517	219,429	233,524	1,189,041	1,200,804	408,816	237,380	1,438,184
青森県	39,824	34,417	43	39,867	235,673	55,666	31,466	267,139	304,352	111,542	31,850	336,202
岩手県	37,235	32,022	71	37,306	230,393	57,039	35,825	266,018	294,554	107,718	36,301	330,855
宮城県	59,314	50,049	144	59,458	420,190	94,650	95,665	515,855	528,256	177,092	96,276	624,532
秋田県	33,086	28,033	30	33,126	188,336	47,995	19,281	207,617	244,296	93,337	18,826	264,122
山形県	38,726	33,879	64	38,790	224,583	55,018	35,374	259,957	292,584	111,240	28,497	321,081
福島県	50,839	50,843	69	58,708	361,751	93,939	77,355	439,106	466,407	178,137	80,565	546,972
茨城県	79,443	69,352	99	79,542	473,301	128,624	95,638	568,939	615,398	245,040	96,607	712,005
栃木県	60,058	52,610	99	60,157	336,694	92,788	77,749	414,413	442,068	179,912	75,735	518,801
群馬県	64,907	56,623	100	65,007	390,457	97,389	104,255	494,712	503,830	190,170	106,051	609,881
埼玉県	161,341	138,968	272	161,613	1,059,638	256,992	329,983	1,389,621	1,338,179	483,382	327,331	1,665,510
千葉県	120,789	103,338	229	121,018	754,368	185,119	285,404	1,039,772	968,960	353,292	290,474	1,259,434
東京都	413,408	336,759	4,580	417,988	4,672,989	833,897	7,646,447	12,319,416	5,464,123	1,167,447	7,775,085	13,239,208
神奈川県	187,428	158,796	587	188,015	1,365,020	288,420	630,603	1,993,623	1,690,008	543,756	649,098	2,339,106
新潟県	76,136	66,191	143	76,279	485,627	119,822	112,583	598,210	618,341	225,303	114,413	732,754
富山県	34,613	29,571	93	34,706	239,728	57,262	69,700	309,428	299,823	104,164	67,762	367,685
石川県	40,430	35,032	89	40,519	299,232	62,684	51,838	311,070	330,159	118,387	51,101	381,260
福井県	29,210	25,413	45	29,255	178,430	47,293	21,703	206,133	231,337	90,122	27,340	258,677
山梨県	30,677	27,179	38	30,715	158,984	46,005	22,722	181,686	214,171	91,510	23,288	237,459
長野県	73,189	64,708	135	73,325	405,878	106,880	88,501	494,379	534,453	211,931	90,633	625,086
岐阜県	70,731	61,315	89	70,820	448,529	110,975	95,908	542,437	588,448	210,853	95,932	665,378
静岡県	119,807	103,900	217	120,024	773,059	185,212	199,517	972,576	968,285	350,085	206,464	1,174,749
愛知県	208,310	172,235	638	208,948	1,850,839	342,238	931,534	2,782,373	2,221,795	622,998	917,760	3,139,555
三重県	51,486	44,188	84	51,570	321,020	79,937	50,475	371,495	410,350	153,131	54,174	464,524
滋賀県	34,809	29,578	59	34,867	221,847	52,566	52,967	274,814	284,781	101,389	53,170	337,951
京都府	79,023	68,022	191	79,214	507,338	113,846	218,904	726,242	649,458	227,114	223,694	873,152
大阪府	270,874	227,983	1,062	271,936	2,253,454	426,730	1,334,547	3,588,001	2,744,150	795,914	1,358,060	4,102,210
兵庫県	144,746	122,808	306	145,054	955,590	215,317	236,496	1,192,086	1,208,637	413,327	240,374	1,449,011
奈良県	31,526	27,128	31	31,557	169,457	45,482	16,594	186,051	226,528	92,329	14,282	240,810
和歌山県	34,367	30,242	27	34,384	171,191	48,151	25,999	197,190	228,110	97,129	25,872	254,982
鳥取県	16,059	13,690	29	16,088	102,142	24,705	7,727	109,869	130,010	48,475	7,832	137,942
島根県	22,167	19,260	24	22,191	128,049	33,818	13,407	141,456	166,937	64,780	13,820	180,557
岡山県	52,368	44,585	104	52,472	370,505	83,152	95,298	465,793	465,111	156,683	98,263	563,374
広島県	82,862	70,693	164	83,126	621,926	131,613	230,190	852,116	769,403	244,522	233,790	1,003,193
山口県	38,933	33,197	54	38,987	241,019	59,983	67,987	309,006	307,749	112,200	68,637	376,386
徳島県	25,345	22,333	24	25,369	122,431	35,211	17,503	139,934	167,557	72,786	17,811	185,568
香川県	30,803	26,828	52	30,835	203,681	47,045	50,443	254,124	258,244	90,474	50,883	309,127
愛媛県	43,900	37,866	77	43,977	283,393	67,036	54,659	318,052	341,283	128,007	55,249	396,512
高知県	24,987	22,054	28	25,025	120,851	34,700	14,331	135,182	164,103	70,150	14,417	178,520
福岡県	135,052	112,864	337	135,389	1,029,173	208,371	362,075	1,391,248	1,272,986	391,662	364,999	1,637,985
佐賀県	24,423	20,817	36	24,459	144,595	36,862	21,367	165,962	187,554	71,082	21,685	209,239
長崎県	41,793	36,201	53	41,846	228,023	61,582	26,516	284,539	299,826	118,916	26,879	326,505
熊本県	47,815	40,855	62	47,877	288,784	73,405	39,424	328,208	370,108	141,948	40,190	410,298
大分県	34,711	29,853	41	34,752	205,305	52,972	43,395	248,700	265,741	101,701	43,631	309,372
宮崎県	34,819	30,141	36	34,855	186,017	49,672	17,809	203,826	245,805	97,076	18,226	263,831
鹿児島県	48,815	43,624	55	48,870	267,750	72,588	41,904	309,654	357,230	148,669	51,134	408,364
沖縄県	47,105	40,448	63	47,168	261,516	65,245	45,355	306,871	335,664	123,703	46,422	382,086
札幌市	43,772	36,082	203	43,975	387,290	85,409	195,733	583,023	462,957	120,460	188,883	661,840
仙台市	25,708	20,828	105	25,813	232,468	39,276	70,815	303,283	280,502	72,800	72,281	352,783
さいたま市	24,540	20,458	92	24,632	217,328	37,723	137,875	355,203	260,876	71,430	140,987	401,663
千葉市	16,218	13,207	88	16,306	142,683	25,592	167,487	310,370	175,636	46,693	170,689	346,325
東京都特別区部	330,365	265,811	4,398	334,763	4,137,689	512,969	7,350,388	11,496,077	4,785,893	932,173	7,485,149	12,271,842
横浜市	72,161	59,844	328	72,489	613,772	115,629	397,567	1,011,339	744,038	212,196	418,312	1,162,350
川崎市	26,094	21,998	108	26,200	208,578	42,526	119,089	327,667	294,159	78,608	114,877	369,036
相模原市	15,172	13,071	20	15,192	91,914	24,398	26,868	118,782	117,312	45,006	28,091	145,403
新潟市	22,014	18,466	79	22,093	184,916	34,074	65,459	250,375	222,838	62,581	66,471	289,309
静岡市	23,577	20,304	71	23,648	169,914	36,589	52,994	222,808	210,703	68,080	54,164	264,867
浜松市	24,452	20,916	59	24,511	179,012	39,150	63,721	242,733	211,053	71,344	62,278	273,331
名古屋市	76,510	61,229	389	76,899	810,070	122,598	478,380	1,288,450	949,378	221,733	479,227	1,428,605
京都市	48,791	41,465	167	48,958	346,655	70,503	197,659	544,314	435,093	139,186	203,342	638,435
大阪市	120,703	99,143	840	121,543	1,274,567	185,736	1,014,871	2,289,438	1,504,907	345,378	1,036,688	2,541,595
堺市	19,820	16,929	37	19,857	133,469	33,205	79,212	212,681	168,239	60,893	79,419	247,658
神戸市	43,837	36,340	145	43,982	326,975	81,018	140,370	467,346	403,354	117,203	142,437	545,791
岡山市	19,846	16,426	73	19,919	171,325	29,891	73,177	244,503	207,368	56,714	75,799	283,167
広島市	32,822	27,396	108	33,030	285,829	49,961	125,942	411,771	346,163	93,355	128,061	474,224
北九州市	27,551	23,150	71	27,622	204,543	40,849	68,059	272,602	294,322	77,885	68,908	323,228
福岡市	41,131	32,818	198	41,327	415,812	62,940	247,484	663,276	492,028	115,314	248,603	740,631
熊本市	18,036	14,800	45	18,081	133,308	27,411	25,356	158,664	166,691	52,054	26,239	192,930

(注)

- 総数には会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。
- 企業の区分については、下記の通り。(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に基づく。)

(1) 大企業

総数のうち(2)及び(3)に該当しない企業

(2) 中小企業

ア 製造業、建設業、運輸業その他の業種：資本金3億円以下又は常用雇用者規模300人以下

※ゴム製品製造業は、常用雇用者規模300人以下

イ 卸売業：資本金1億円以下又は常用雇用者規模100人以下

- ウ サービス業:資本金5000万円以下又は常用雇用者規模100人以下  
※ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業は、資本金3億円以下又は常時雇用者規模300人以下  
※旅館・ホテル業は、常時雇用者規模200人以下
  - エ 小売業:資本金5000万円以下又は常用雇用者規模50人以下
  - (3) 小規模企業
    - ア 製造業、建設業、運輸業その他の業種:常用雇用者規模20人以下
    - イ 商業、サービス業:常用雇用者規模5人以下  
※宿泊業・娯楽業は、常用雇用者規模20人以下
3. 2.の条件の区分では、中小企業基本法以外の中小企業関連法令において  
中小企業又は小規模企業として扱われる企業の数も反映されている。
4. 常用雇用者数には、海外における常用雇用者も含む。
5. 産業分類は、2013年10月改定のものに従っている。
6. 経済センサスでは(1)商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、  
(2)本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を導入しているため、過去の中小企業  
白書の付属統計資料の「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。